

拠出金の高負担 保険給付費の増加により 2年連続の赤字予算 積立金より2億7,000万円を取り崩す

一般勘定

予算総額46億1,201万円(前年度予算に比べ99・1%)
 実質的な経常収支は1億9,346万円の赤字(前年度予算に比べ8,780万円の減)

● 主な収入源である保険料収入は41億9,570万円と、前年度予算に比べ4,407万円の増加、経常収入においても前年度予算に比べ4,458万円の増加と、若干の収入増を見込んでおりますが、支出面における拠出金の高負担と保険給付費の増加により、積立金から2億7,000万円を取り崩すこととなりました。

● みなさんの病気やけがの医療費にあてられる保険給付費は、前年度予算に比べ1億4,600万円の増加となっております。また、拠出金も前年度予算に比べ、退職者給付拠出金が119・2%となっており、赤字予算の要因といえます。

● 保健事業費においては、特定健診等調査費用追加など「健康モリナガ21」への取り組みを中心に引き続き事業の充実を図るため、被保険者1人当たりで2万3,659円、前年度予算に比べ103・7%となっております。

● 以上の収支により、19年度予算は経常収支差引で1億9,346万円の赤字となりました。そのため、積立金から2億7,000万円の繰り入れを行い、収支のバランスをとっています。

主な特徴点

- ① 収入のほとんどを占める保険料収入は、前年度予算に比べ約101・1%となった。
 - ② 保険給付費(医療費)は増加傾向が続いている。
 - ③ 拠出金は前年度予算に比べ、退職者給付拠出金が119・2%となった。
 - ④ 保険給付費と退職者給付拠出金の合計で108・2%(額では2億4,000万円の増)と上昇した。
- 以上の状況などにより、2年連続の赤字予算となった。

当健保組合の平成19年度の予算と事業計画が、去る3月1日に開催された第183回組合会において承認・可決されましたので、その概要についてお知らせいたします。

本年度は拠出金の高負担と保険給付費の増加により、積立金から2億7,000万円の繰り入れを行う結果となりました。

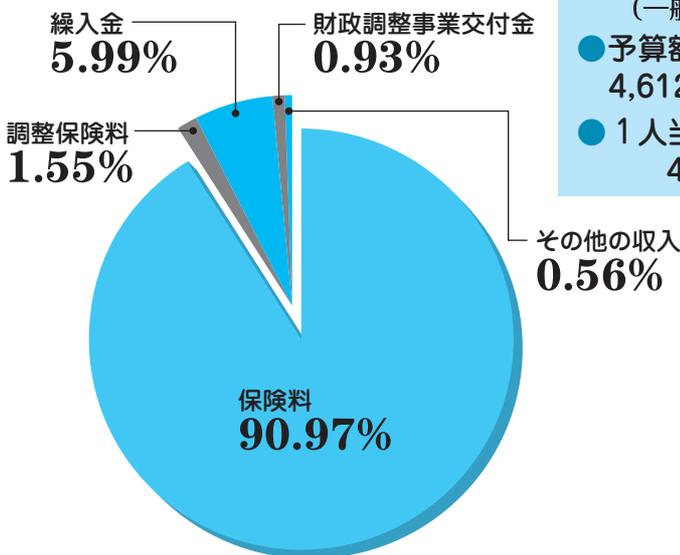
具体的には、予算総額(一般勘定)46億1,201万円、実質的な経常収支で1億9,346万円の赤字予算となりました。

また、この先についても、平成20年度からの特定健診・保健指導の義務化など不透明な要素が多く、引き続き財政体質の改善は重要な課題といえます。

収支の割合 (一般勘定)

- 予算額 4,612,010千円
- 1人当たり額 427,038円

収入



平成19年度収入支出予算概要表

一般勘定

●収入

科目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)
保険料	4,195,703	388,491
国庫負担金収入・他	2,573	238
調整保険料収入	71,635	6,633
繰入金	276,092	25,564
国庫補助金収入	2	0
財政調整事業交付金	43,023	3,984
雑収入	22,982	2,128
合計	4,612,010	427,038

●支出

科目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)
事務費	107,291	9,934
保険給付費	2,318,337	214,661
法定給付費	2,217,786	205,351
付加給付費	100,551	9,310
拠出金	1,730,000	160,185
老人保健拠出金	861,000	79,722
退職者給付拠出金	869,000	80,463
保健事業費	255,521	23,659
財政調整事業拠出金	71,635	6,633
予備費	119,520	11,067
その他	9,706	899
合計	4,612,010	427,038

経常収入合計	4,227,348
経常支出合計	4,420,805
経常収支差引	▲193,457

介護勘定

●収入

科目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介護保険収入	364,592	70,114
雑収入	2	0
合計	364,594	70,114

●支出

科目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介護納付金	359,158	69,069
介護保険料還付金	5,436	1,045
合計	364,594	70,114

介護勘定

予算総額は、前年度予算に比べ105.4%の3億6,459万円

主な特徴点

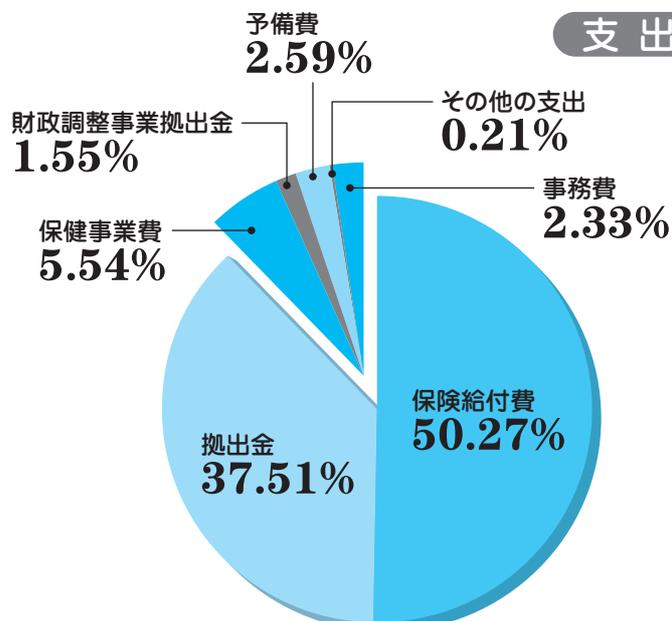
①保険料率改定

介護納付金を割り出す第2号被保険者1人当たりの負担額は4万9,500円(前年度予算比103.8%)、第2号被保険者数は8,016人(前年度予算比100.4%)、介護保険料還付金は544万円を計上。

従来：千分の10.2% (事業主・被保険者で折半)
改定：千分の11.2% (事業主・被保険者で折半)

②法定準備金の積み立ては、すでに積み立て基準(介護納付金の過去3年間の1カ月分平均額)をクリアしているため、本年度も積み立てないことで保険料率を算定。

支出



平成19年度 保健事業のあらまし

当健保組合では、平成19年度の健康づくり事業を次のとおり実施いたします。

本年度「健康モリナガ21」は6年目を迎えますが、引き続き「ハビット運動」を中心に、疾病の第一次予防として、生活習慣の改善による「生活習慣病の予防」と、第二次予防として人間ドック・脳ドックによる「早期発見と早期治療」を重点に展開してまいります。

本年度の特徴点

- 1 機関誌『けんぼモリナガ』年3回発行します
- 2 「ホームページ」の拡充をはかります
当健保組合の事業内容周知強化ならびに申請書等の提供サービスの実施
- 3 生活習慣改善キャンペーン「ハビット」を継続実施します
参加率向上を目指します
- 4 「人間ドック・脳ドック」「郵送検診(生活習慣病血液検査)」の継続強化実施
- 5 「ハローエンゼル健康相談」(電話による健康相談)を継続実施します
- 6 「無料歯科健診」の利用を呼びかけます
法定健診対象外となっている歯科健診の受診推進対策として実施します
- 7 「保健師派遣事業」(首都圏地区および中部地区)を継続実施します
- 8 「20年度からの特定健診・特定保健指導」の準備を始めます

1 保健指導宣伝事業

① 機関誌『けんぼモリナガ』の配布(年3回発行)
きめ細かな情報を提供していきます。

② 『お元気ですか』冊子の配布(年2回、老人保健対象者)

③ 健康づくり運動「健康モリナガ21」の推進

(i) ポスター(改訂版)を作成および事業所を訪問し、運動の啓蒙を図る。

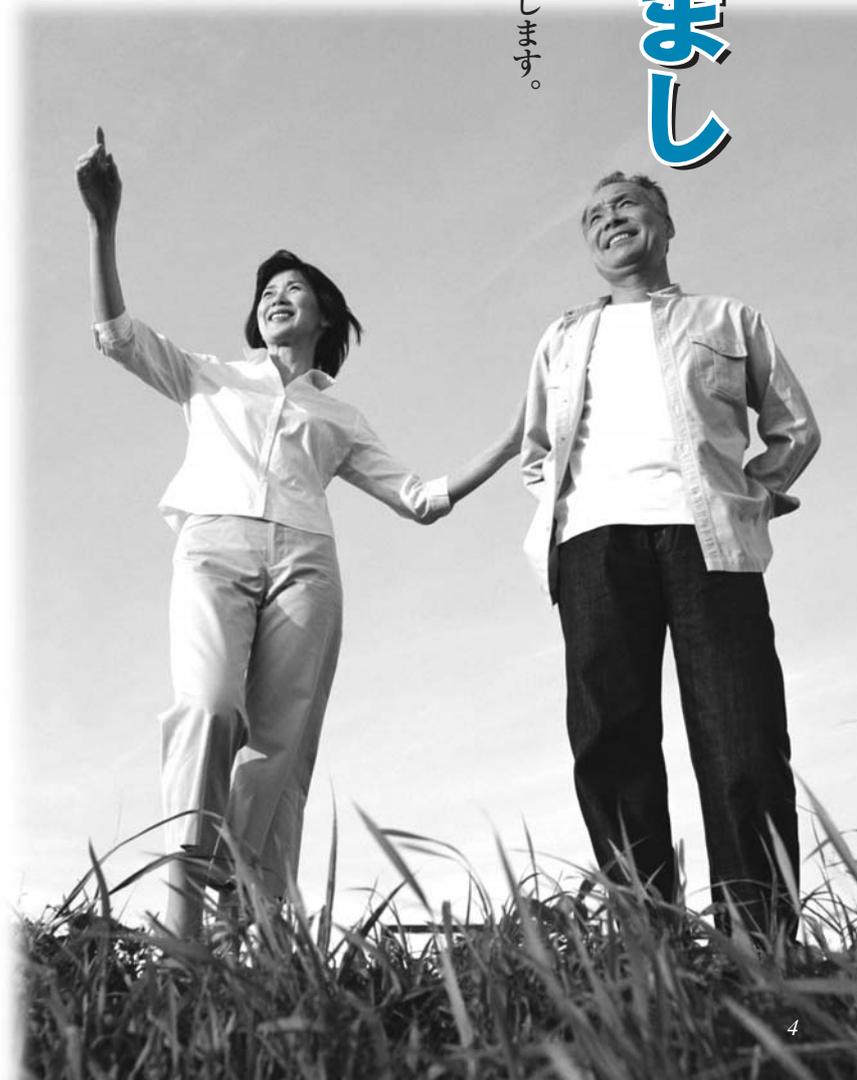
(ii) 事業主主催の「健康づくり教育」実施の促進(随時)

(iii) 第6回生活習慣改善プラン「ハビット」の実施(10～11月)
昨年に引き続き全員参加の取り組みとします。

(iv) 保健師派遣事業を首都圏および中部地区を対象に継続実施(随時)

(v) 「ハローエンゼル健康相談」(電話による健康相談)の継続実施(通年)

(vi) 禁煙パッチ費用補助(禁煙支援のため禁煙パッチ代を1万円補助)の継続実施(通年)





2 保養施設事業

直営保養所「山中湖保養所」（レイクピアエンゼル）の運営をしていきます。唯一の直営保養所です。家族・友人等と一緒にぜひご利用ください。

3 疾病予防事業

① 人間ドック（日帰りドック）の実施（年1回・4月～平成20年2月）

本人・家族とも30歳から受診できます。人間ドックの結果表は、直接、健診機関から健保組合へも送付されます。

また、人間ドックの結果を事業主が実施する法定健診に代えることができます。その場合は、結果表が届きましたら写しを健康管理室または事業所担当者へ提出してください。

※「人間ドック利用申込書」の記入にあたっては、事業所名・所属を正確に記入されますようお願いいたします。

※受診期間は、4月から翌年2月までですが、できるだけ12月頃までに受診するようにしてください。

※利用料金（受診者負担割合）

被保険者（本人）

・日帰りドック契約料金の15%

被扶養者（家族）

・日帰りドック契約料金の20%

② 脳ドックの実施（オプション）

本人・家族とも40歳以上55歳刻みごと（40・45・50……歳）の節目年齢に該当する方が受診対象となります。

※人間ドックとのセット受診となり、脳ドックのみの受診は不可です。

※利用料金（受診者負担割合）

被保険者（本人）

・脳ドック契約料金の50%

被扶養者（家族）

・脳ドック契約料金の50%

③ 郵送検診（生活習慣病血液検査）の実施（10月）

30歳以上の家族で19年度に人間ドックを受診されない方が対象となります。

※受診方法は、申込者のご自宅に検診用キットが届くので、それにより指先から1滴の血液を採取し、その検体を宅急便で返送してください。後日、結果がご自宅に届けられます。

※検査内容は血液生化学12検査（蛋白代謝・肝機能・脂質・尿酸・腎機能・糖尿病）です。

※利用料金（自己負担）は1,000円（費用の20%）です。

④ 無料歯科健診（通年）

本人と家族が対象となります。健診を希望される場合は、直接、「歯科健診センター」（歯科健診業務委託先機関）に予約を行ったうえで、勤務先やご自宅の近隣の提携歯科医院にて受診してください。

健診にかかる費用の負担はありません。また、健診後、治療などを要する場合、健診を受けた歯科医院での受診の強要はありません。詳しくは、本誌封入のリーフレットでご確認ください。

⑤ 特定健診・特定保健指導の体制づくり

6ページをご覧ください。

4 在宅療養支援事業（随時）

老人保健対策として、老人保健対象者への看護師・保健師の派遣による保健指導、介護相談を実施いたします。

5 福祉事業（通年）

① 「介護機器の購入・レンタル費用の補助」

在宅で介護を必要とする高齢者および介護をする家族を経済的に支援する制度です。介護ベッド、車椅子等の在宅介護機器用品の購入・レンタル費用の補助として、年間10万円を限度に、購入価格またはレンタル価格の50%を補助します。

② 「高額医療費にかかわる資金の貸付」

思わぬ疾病により高額な医療費が発生した場合、医療費の一部を無利子で貸付します。貸付額は高額療養費見込額の9割です。

③ 「出産費にかかわる資金の貸付」

出産にかかわる当座の資金として35万円を無利子で貸付する制度です。

6 家庭常備薬の斡旋

（年2回、4～6月・9～11月）

従来行っている家庭常備薬の特価斡旋を、引き続き行います。本誌封入のリーフレットでご確認ください。

ご存知ですか

「特定健診・特定保健指導」って…

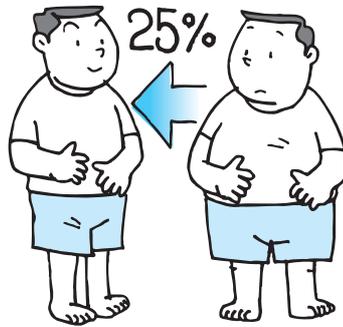
平成20年4月より、新たな法律（高齢者医療法）にもとづき、「40歳から74歳までの被保険者と被扶養者は全員、年に一度、健診と必要に応じた保健指導を受けること」になりました。それに向けて、当健保組合としてもこの19年度は準備期間になりますので、まずはみなさまにこのことを知っていただき、また、事業主の方々にもご理解・ご協力をいただくようになります。

① 事業のねらい

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の抑制により、糖尿病などの生活習慣病予備軍を25%減少させるといふ、国家的な健康づくり活動です。

② 健診項目など

① 諸悪の根源といわれる「内臓脂肪」に関する数値を中心に検査しますが、現在、厚生労働省で最終的な健診項目を調整中です。特徴的なことは、「腹囲（おなかの周囲）測定」が健診項目として検討されていることです。



② 被保険者については、従来の労働安全衛生法にもとづく、いわゆる法定健診とは別の健診となりますが、できるだけ二重の手間にならないよう、厚生労働省で健

診項目等の調整が進められています。また、健診結果にもとづき、医師や保健師による保健指導も受けていただくこととなります。

③ それぞれの健診数値にもとづき、健康リスクの度合いが低いリスク者、中程度のリスク者、高いリスク者に区分され、一定期間、それぞれに応じた保健指導がなされます。



健康リスク区分	保健指導の程度
低いリスク者	リーフレットなどによる健康情報の提供のみ
中程度のリスク者	動機づけ支援（健康改善のきっかけを与える）
高いリスク者	積極的支援（発症にいたらないよう積極的な指導をする）

④ 被扶養者についても、お住まいの地域の健診機関で健診を受けていただき、その結果にもとづいたうえで、保健指導も受けていただくこととなります。

どのような健診機関になるか等は、今後、順次お知らせしてまいります。また、受診される方の本人負担額などについても、今後の検討事項です。



③ データの収集整理・報告

① みなさまが受けた健診、ならびに保健指導の結果は、電子データ化され全国から健保組合に集められます。そして、実施結果報告にまとめられた上で厚生労働省に報告され、平成25年度から後期高齢者支援金の支出額の増減という形で評価されます。

② 今後、特に被扶養者のみなさまと連絡を密にしたい必要があるため、対象の方々のご住所データを、事業所を通じてお預かりさせていただく予定です。どうぞご理解・ご協力をお願い申し上げます。

③ みなさまの健診データや住所データは、個人情報保護法にもとづき厳正に取り扱われますので、漏洩等の危険はありません。

以上、この一年間は、特定健診・特定保健指導の取り組みへの準備をしてまいりますので、みなさまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。



健康モリナガ
運動スローガン

育てれば一生ものです
あなたの健康

平成
19年4月
から

医療保険制度が 変わっています



平成18年10月に、高額療養費の自己負担限度額や出産育児一時金の引き上げ、埋葬料の定額化などを皮切りに、一部改正が行われた医療保険制度改革。

この制度改正は、昨年6月に国会で成立した医療保険制度等改革関連法を受けて段階的に進められているもので、今回は「出産手当金・傷病手当金の支給額の改定」「標準報酬月額の上・下限の拡大」「標準賞与の限度額の変更」などが実施されました。その後も、20年4月には「新たな高齢者医療制度」がスタートするほか、「生活習慣病予防のための健診・保健指導の保険者への義務化」などが予定されています。

【平成19年4月からはココが変わった】

1 出産手当金・傷病手当金の支給額が 「標準報酬日額の3分の2」に

従来、出産手当金と傷病手当金は、いずれも欠勤1日につき標準報酬日額の60%が支給されていましたが、平成19年4月からは支給額に賞与分が反映されるようになり、標準報酬日額の3分の2相当となりました。

出産手当金・傷病手当金が引き上げに

平成19年3月まで

標準報酬日額の**60%**



平成19年4月から

標準報酬日額の**3分の2**

用語
解説

出産手当金とは…?

出産による休業への保証として、出産前後の一定期間、健康保険から支給される給付金です。

【支給期間】

- 出産の日以前42日間（双子以上の場合は98日間）
- ※ 出産予定日より遅れた場合は遅れた期間も支給
- 出産の日後…56日間

傷病手当金とは…?

業務外の病気やけがによる休業への保証として、健康保険から支給される給付金です。「連続して3日以上休んでいる」といった一定の要件を満たすことが必要です。

【支給期間】

- 支給開始日から1年6ヵ月間

任意継続被保険者への 出産手当金・傷病手当金の支給が廃止

従来、任意継続被保険者の方にも、支給要件を満たせば傷病手当金と出産手当金が支給されていましたが、平成19年4月からは廃止されました。また、1年以上被保険者期間のある方が、退社後6ヵ月以内に出産した場合は出産手当金が支給（資格喪失後の継続給付）されていましたが、これも同様に4月から廃止されています。

2 入院時の医療費負担が 高額療養費の自己負担限度額までに

従来、70歳以上の方が入院した場合、病院の窓口で支払うのは自己負担限度額までで、それを超えた分は、健保組合から医療機関へ支払われていました。この4月からは、70歳未満の方の入院医療費も病院での支払いは高額療養費の自己負担限度額までで済むようになりました。

ただし、自己負担限度額は所得により異なるため、事前に健保組合へ申請して所得区分の認定証の発行を受け、病院へ提出しておく必要があります。

③ 標準報酬の 上限と下限が変更

従来、標準報酬の区分は39等級に分けられていましたがこれを見直し、平成19年4月からは47等級へ、標準報酬月額・日額ともに上限・下限が拡大されました。

用語
解説

標準報酬月額とは…?

あらかじめ段階的に区分した等級表に、一人ひとりの収入を当てはめて1カ月の報酬とみなしており、これを標準報酬月額と呼んでいます。

標準報酬日額とは…?

標準報酬月額を30で割り、10円単位で四捨五入した額のことです。出産手当金や傷病手当金を受けるときの計算基礎となります。

平成19年4月以降の標準報酬等級表

標準報酬月額等級		月額 (円)	報酬月額	
等級	4月以降		3月まで	報酬月額
1		58,000		63,000円未満
2		68,000		円以上 円未満 63,000~ 73,000
3		78,000		73,000~ 83,000
4		88,000		83,000~ 93,000
5	1	98,000		93,000~ 101,000
6	2	104,000		101,000~ 107,000
7	3	110,000		107,000~ 114,000
	4	118,000		114,000~ 122,000
40	36	830,000		810,000~ 850,000
41	37	880,000		855,000~ 905,000
42	38	930,000		905,000~ 955,000
43	39	980,000		955,000~ 1,005,000
44		1,030,000		1,005,000~ 1,055,000
45		1,090,000		1,055,000~ 1,115,000
46		1,150,000		1,115,000~ 1,175,000
47		1,210,000		1,175,000円以上

④ 標準賞与額の上限が 年間540万円に

被保険者は賞与(ボーナス)からも保険料を負担しており、この賞与にかかる保険料を計算するときの上限設定が、従来「1回当たり200万円まで」から「年間540万円まで」に変更されました。

用語
解説

標準賞与額とは…?

支給された賞与の1000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」と呼んでおり、これに健保組合の保険料率を乗じて保険料が計算されます。

ただし、1年に4回以上支給される場合は賞与ではなく報酬とみなされ、毎月の保険料計算の基礎に組み込まれます。

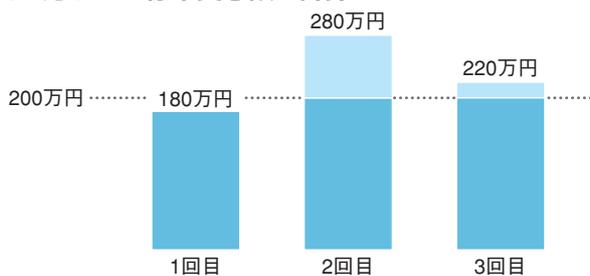
標準賞与額は

平成19年3月まで
1回あたり**200万円**まで

→

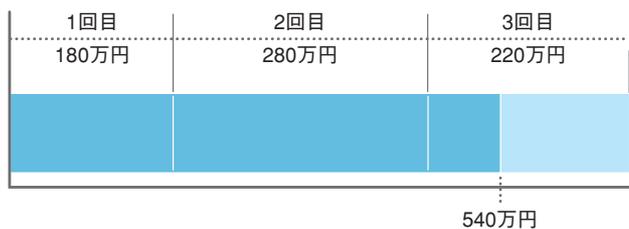
平成19年4月から
年間**540万円**まで

●3月までの標準賞与額の計算



仮に年間3回、賞与の支給があり、それぞれ支給額が180万円・280万円・220万円だった場合、2回目・3回目は200万円が上限となるので、標準賞与額は1回目180万円、2回目・3回目はそれぞれ200万円となる。

●4月以降の標準賞与額の計算



4月以降は年間540万円が標準賞与の上限額となるので、左と同じ例で標準賞与額は180万円・2回目280万円・3回目80万円となる。

平成20年
4月から

- 新しい高齢者医療制度がスタート
- 窓口2割負担の対象を小学校入学前まで拡大
- 保険料率の上限を引き上げ
- 保険者に健診・保健指導が義務づけ
- 70~74歳の窓口負担が2割へ引き上げが予定されています。



今後の
予定は…

けんぽ 掲 示 板

カード型保険証の取り扱いについて

平成17年10月にカード型保険証に切り替えましたが、このところ紛失による再交付が増えています。家族を含め1人1枚の交付ということで利便性は向上しましたが、その反面で紛失などの機会も多くなっています。特に財布に入れていて落したり、盗難にあったりというケースが多いようです。紛失、盗難などによる保険証のトラブルはあくまで自己責任となります。管理には十分ご注意ください。

もし保険証の紛失または盗難などにあった場合は、まず警察署への届出を行ってください。それだけでは心配な場合は、他人の悪用を防ぐために、本人の代わりにカード会社や消費者金融等へ連絡してくれる機関がありますので、そちらへご連絡ください。

手続きについては、直接ご本人に行ってください。ことになっており、手数料として個人負担、郵送の場合は900円、来社の場合は500円がかかります（CCB）。手続きなどの詳細については、右記へお問い合わせください。

個人信用情報機関

(株)シーシービー (CCB)

TEL 03-3513-4400 (代)
☎0120-4400-29

受付時間 午前10:00～12:00
午後1:00～4:00

<http://www.ccbinc.co.jp>

消費者金融業者への手続き

全国信用情報センター連合会 [(株)ジャバンデータバンク (JDB)]

TEL ☎0120-441-481

受付時間 午前10:00～午後5:30

携帯・PHS 03-3578-7390

<http://tokyo.fcbj.gr.jp/>

お子さんが就職したら、健保組合に届出を 被扶養者の異動届は5日以内に

何かと
異動が多い
この季節

4月は入社シーズン。お子さんが社会人としての新たなスタートを切る、というご家庭もあるでしょう。

お子さんが就職したら、「被扶養者異動届」に保険証を添えて、健保組合に提出してください。社会人となったお子さんは、健保組合の「被扶養者（健保家族）」から、就職先が加入する医療保険の「被保険者（健保本人）」に変わります。

被扶養者の就職以外に、被扶養者が結婚したとき、亡くなったとき、赤ちゃんが生まれて新しく家族が増えたときなども、同様の手続きが必要です。いずれの場合も、被扶養者の異動があったときから原則として5日以内に、健保組合に届け出なければならないことになっています。



公 示 傷病手当付加金支給規約の改定

平成19年4月1日より、法改正によって傷病手当金支給水準が変更になりました。これにともない、傷病手当付加金支給規約を第183回組合会で改定し

ましたので、お知らせいたします（法定給付額と付加給付額の合計給付水準は変わりません）。

実施日：19年4月1日

	傷病手当金（法定）日額	傷病手当付加金日額	合計給付額
旧	標準報酬日額の100分の60	標準報酬日額の100分の20	標準報酬日額の100分の80
新	標準報酬日額の3分の2	標準報酬日額の100分の80から傷病手当金日額を控除した額	標準報酬日額の100分の80